久喜市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年１０月６日

久喜市長　　貴志 信矩

久喜市条例第３６号

久喜市都市公園条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

久喜市都市公園条例の一部を改正する条例

久喜市都市公園条例（平成２２年久喜市条例第２０９号）の一部を次のように改正する。

第６条第２項中「、菖蒲温水プールの設置及び管理については久喜市立体育施設条例（平成２２年久喜市条例第１０４号）」を削る。

別表第１福祉健康の森健康公園の項を削り、同表菖蒲運動公園の項の次に次のように加える。

久喜市本多静六記念公園	バーベキュー場	１区画	規則で定める時間	１，５００円

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。